

岡山県肝炎陽性者フォローアップ事業のご案内

岡山県肝炎一次専門医療機関用

事業の概要

この事業は、肝炎ウイルス陽性者に対し、初回精密検査費用及び年2回の定期検査費用（住民税非課税世帯に限る。）の助成等による精密検査の受診や適切な医療を受けられるように受診勧奨等のフォローアップをすることにより、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的としています。

1 陽性者フォローアップ事業

(1) 対象者

- ① 岡山県保健所・支所、岡山市、倉敷市及び岡山県肝炎一次専門医療機関で実施しているウイルス検査又は市町村が実施している健康増進事業の肝炎ウイルス検査で「陽性」又は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）
- ② 2の検査費用の請求により把握した陽性者
- ③ その他、医療機関や職域からの情報提供等により把握した陽性者

(2) 実施方法

対象者に対し、必要により同意書により本人の同意を得た上で、調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

(3) 実施主体

各肝炎ウイルス検査実施団体。

なお、岡山県肝炎一次専門医療機関での検査分については岡山県で実施。

ただし、岡山県が医療機関としての精密検査の受検や治療の受診を指導すべき義務等の責任を負うものではないことをあらかじめご了承ください。

2 検査費用の助成

(1) 対象者

① 初回精密検査

以下の全ての要件に該当した者

ア 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

イ 1年以内に岡山県保健所・支所、岡山市、倉敷市及び岡山県肝炎一次専門医療機関で実施しているウイルス検査又は市町村が実施している健康増進事業の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者

ウ フォローアップ事業に同意した者

エ 岡山県肝炎一次専門医療機関で精密検査を受診した者

② 定期検査

以下の全ての要件に該当した者

- ア 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- イ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
- ウ 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者
- エ フォローアップ事業に同意した者
- オ 岡山県肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者
- カ 岡山県肝炎一次専門医療機関で定期検査を受診した者

（2）実施方法

岡山県肝炎一次専門医療機関で初回精密検査又は定期検査を受診した場合、岡山県保健所・支所へ申請書と添付資料を添えて請求し、承認されると償還払いで助成されます。

・償還払いとは？

医療機関でいったん検査費用（各種保険の自己負担分）を支払っていただき、その後県に助成額を請求し、承認されると口座へ支払われるというしくみです。

（3）助成対象費用

① 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた額。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

ア 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）

イ 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）

ウ 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、ZTT）

エ 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）

オ 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）

カ 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）

キ 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

② 定期検査

初回精密検査と同じ。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。

ただし、上記対象者のうち、市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者については、別紙に定める自己負担額の支払を受けてくださ

い。

(4) 助成回数

初回精密検査、定期検査の助成回数は次のとおりとする。

① 初回精密検査

1回

② 定期検査

年2回

なお、初回精密検査受診後、同一年度（4月から3月）内の定期検査の助成回数は1回とする。

(5) 検査費用の請求について

① 初回精密検査

対象者は、請求書に医療機関の領収書、診療明細書及び肝炎ウイルス検査の結果通知書を添えて請求する。

② 定期検査

対象者は、請求書に医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税課税証明書及び医師の診断書を添えて請求する。ただし、以前に定期検査費用の支払いを受けた者（慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった者は除く。）については、医師の診断書の添付を省略することができる。

③ 提出先

岡山県健康推進課、岡山県保健所・支所（県内9箇所）、
岡山市保健所、倉敷市保健所

(別表)

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額(1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変・肝がん
甲	市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	3,000円	6,000円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円